

平成24年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調査		事業所管部局(国)	国土交通省港湾局
計 画 名	港湾整備事業	事業担当局(市)	港湾局 港湾経営部 整備計画課
事 業 名	川崎港廃棄物処理事業 廃棄物埋立護岸		
場 所	川崎市川崎区浮島町地先		
事業採択年度	平成5年度	認可・承認等年度	平成5年度（着手）
経 過 年 数	20年	該 当 条 項	再評価実施後5年間を経過
完了予定年度	平成39年度	関 連 事 業 名	
事業 の 目 的 ・ 概 要 ・ 課 題	① 業務の目的 快適な市民生活や都市活動を維持していくため、市民の一般家庭から発生する一般廃棄物、上下水道の浄化処理により発生する汚泥、市内公共工事から発生する建設発生土及び浚渫土砂を受入れる廃棄物の最終処分場を川崎港の浮島2期地区に整備を行うものである。また、完成後は水際線に緑地を整備し、水と緑の快適環境の創造を図る。		
	② 業務内容 ■全体計画 ・埋立面積：73ha 埋立処分量：18,600千m ³ ・護岸延長：外周護岸 2,403m 内護岸 1,280m ・護岸整備期間 第1ブロック（管理型） H6～H11 第2ブロック（安定型） H11～H15 第3ブロック（安定型） H16～H25（上部工及び開口部を除く。H39年度完了予定）		
	③ 事業費規模（単位：百万円） ・護岸整備 98,000 百万円（うち国庫補助金23,738 百万円） ・残事業 8,400 百万円（平成24年度以降）		
	④ 事業採択時の背景及び契機 ・浮島1期廃棄物処分場が平成8年に埋立竣工することを受け、引続き安定した廃棄物等の処分場を確保するため、平成3年度に港湾計画に位置付け、平成6年12月に公有水面埋立免許を取得し、平成7年3月護岸建設に着手したものである。		
	⑤ 事業採択（着工、未着工）から基準年を経過している主な理由 ・一般廃棄物の減量化・資源化や建設発生土の有効利用等による埋立処分量の減量化を見極めつつ護岸整備を推進してきたため、一定期間を要した。		
	⑥ 現状の課題 ・埋立処分量の減量化の推進による処分場の延命化。		
再 評 価 の 視 点	○事業の必要性 浮島2期廃棄物処分場で建設発生土及び浚渫土砂を埋立処分している第2ブロックにおいては、有効利用などにより減量化を図っているが、第2ブロックの受入れが限界になることから、平成25年度までには、第3ブロックを整備する必要がある。今後も、 ・公共事業等から発生する建設発生土及び浚渫土砂の安定的な受入 ・快適な市民生活や都市活動等の維持 のため、これら廃棄物等の受入れを行うことが必要であることから、継続して実施する必要がある。		
	○代替案の可能性 代替案として市域での内陸処分場の建設が考えられるが、都市化の進展による環境への配慮や経済観点から、海面埋立てによる廃棄物処分場の整備に劣る結果となっている。		
	○費用対効果 B/C の説明（事業の効果）等 ・安定的に廃棄物を処分でき、生活環境の悪化を回避することから、快適な市民生活や都市活動の維持に寄与する。 ・廃棄物及び建設発生土の発生地と処分場間の陸上輸送距離の短縮によって自動車の排出ガスが軽減される。 ・新たな土地が造成されることから、土地の有効利用を図ることにより、臨海部の活性化やアメニティの向上等多様な効果が期待できる。 費用対効果（全体事業）B／C：1.1 （残事業）B／C：3.8		
対 応 方 針 案	① 対応方針案 継続・継続（見直しの上）・中止・休止		
	②対応方針案の考え方 ・第1・第2ブロックの整備を推進し、すでに廃棄物等を適正に処分し、川崎市にとって必要不可欠な最終処分場の役割を十分果たしており、今後とも、継続して廃棄物の適正な処分を実施する必要がある。 ・廃棄物等の減量化・資源化に努めながら安定的な処分ができるように第3ブロックの護岸整備を進めて行く。 ・事業の実施に当たっては、護岸建設の設計施工の各段階でコスト縮減に努める。		